

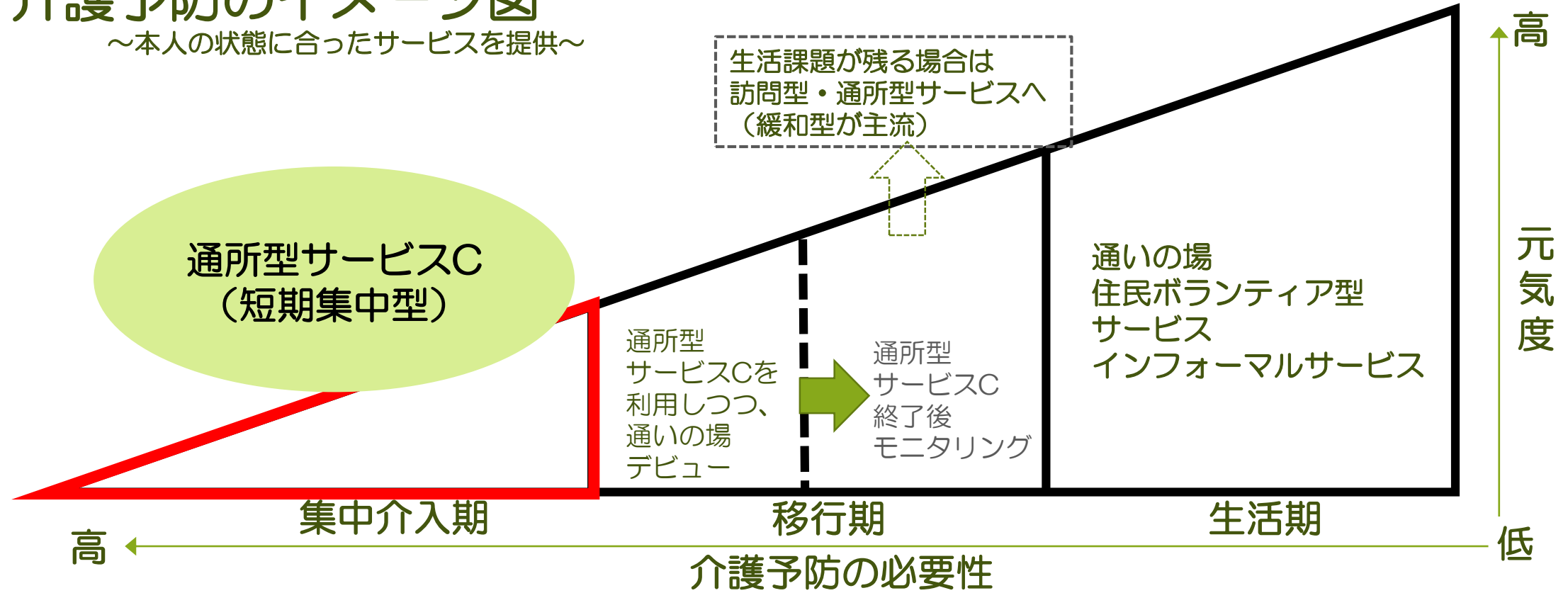
# 目次

- ①くすのき広域連合の現状とこれからの総合事業
- ②相談からサービス導入まで
- ③通所型サービスCについて
- ④その他のサービスについて



# 介護予防のイメージ図

～本人の状態に合ったサービスを提供～



**通所型サービスC (短期集中型) については、集中介入期の位置づけ**

専門職が関与した短期集中的な支援により、低下した生活機能を改善することで、介護予防と自立生活を実現する効率的・効果的なサービス

- ①生活機能の改善
- ②活動量の増加・維持
- ③短期間、集中的
- ④自己管理能力を高める

## 通所型サービスC（短期集中型）

生活機能の向上をはかり生活課題の解決  
自己管理能力を高める  
（セルフマネジメント力向上）

### 専門職の役割

- ①生活課題の原因の明確化  
（身体機能だけでなく、栄養や口腔、活動量など総合的な視点でのアセスメント）
- ②必要であれば、栄養・口腔の課題に対して、  
栄養士や歯科衛生士など専門職との連携
- ③利用日以外の活動量の増加・維持をはかる  
ための声掛けやセルフトレーニングの指導  
（自宅環境での適した運動方法を細かく指導）
- ④自己管理能力を高める声掛けや促し
- ⑤社会参加を促す  
（地域活動の参加や地域資源等の連携をめざす）

地域に戻って  
自立した生活



- 身体機能の向上  
介護保険サービスが不要となり元の生活に戻す
- セルフマネジメント力の向上  
フレイルに陥った生活習慣から脱却し、いつまでも元気に生活することができる
- 社会参加の促進  
地域とのつながりや担い手としての活躍



# くすのき広域連合通所型サービスC（短期集中型）

## 対象者

### 新規の要支援者及び事業対象者

（ただし、アセスメントにより必要と判断された場合、新規の利用者に限らない。）

## 対象外 ※アセスメントにより利用可能

直近での病状悪化の可能性が低い、3～6か月間の短期間で生活課題が改善できる、セルフマネジメント力の向上が図れる場合等は通所型サービスCの対象になります！

1	がん末期	主治医意見書または医師に確認した記録
2	認知症	主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上
3	難病	特定医療費（指定難病）受給者証、主治医意見書または医師に確認した記録
その他	精神疾患	利用者選定訪問で検討（地域包括支援センターまたは委託のケアマネジャーのアセスメントによる）自立支援医療・精神障がい者手帳対象者



# 通所型サービスC (短期集中型)の流れ

## サービス利用前

- 自宅訪問をします。
- 難しくなってきた生活行為(外出・入浴・家事など)の確認とアドバイスをします。
- 元気になったら、どうなりたいかを一緒に考えます(目標確認)。

## サービス利用開始

- 体調等を確認し、運動プログラム等を実施します。
- 利用開始初日、それ以降は毎月体力測定を行います。
- 自宅でも運動に取り組めます。
- サービス終了後にどのような活動に参加したいのか確認し、活動参加につなげるように支援をします。



## サービス終了直前

- 自宅訪問をします。サービス利用前と比べて改善しているかどうか確認します。
- サービス利用前に難しかった生活行為(外出・入浴・家事など)の確認とアドバイスをします。

## サービス終了 元気になる豊かな「なりたい生活」を送りましょう。

- 活動的な生活を維持するよう心掛けることができますようになります。(例えば、地域活動(通いの場・サロン・ボランティア等)に参加する)
- 体調等を確認しながら、習った運動や生活習慣を心掛けましょう。



## タイムスケジュール

12:30 ~ 13:00

お迎え



13:00 ~

体温&血圧チェック

13:10 ~

運動プログラム



15:00 ~

お送り → 自宅で体操



# くすのき広域連合通所型サービスC（短期集中型）

## 令和2年度の改正点

### ①自己負担

3ヶ月まで：1回300円、延長した場合4ヶ月からは1回500円

### ②設置要件（リハ職の配置を必須化）

事業所にリハ職の配置を必須とし、経過措置期間を設ける。

リハ職がない事業所について、地域リハビリテーション活動支援事業を活用。（事業所支援）

→回数 1職種 年10回

### ③サービス開始前の「事前訪問」と終了前の「終了前訪問」について 事業所のリハ職が実施

事前訪問：自宅訪問でアセスメントを行い生活行為の課題の明確化と3ヶ月の目標設定

終了前訪問：課題の達成状況を確認し、サービス終了後の社会活動等を確認

（利用者本人の承諾を得て動画を撮影。担当ケアマネジャーとの連携が必須）



# くすのき広域連合通所型サービスC（短期集中型）

## 令和2年度の改正点

- ④通所型サービスCカンファレンス実施  
事前・初回・中間・終了前の4回を開催し、事業所のリハ職が出席。
- ⑤訪問指導（40分）算定可能（令和2年11月より）  
（生活課題の取組とセルフトレーニング指導）  
自宅でのセルフトレーニングの指導が必要と思われる方については、  
1回2時間の通所サービスに替わって訪問指導（1回40分）を算定可能とする。
- ⑥サービス終了後、モニタリングに対して算定可能(ケアマネジメントB)  
終了3か月後：終了後モニタリングⅠ・Ⅱ・Ⅲ  
終了6か月後：終了応援Ⅰ・Ⅱ

給付型サービスを使用せずに地域活動や社会参加している等の自立した生活が継続されているのが確認できた場合に対し、評価加算(Ⅰ)を算定



# くすのき広域連合通所型サービスC（短期集中型）

## これからの取組み

- ⑦セルフマネジメント力の強化  
事業所プログラムとセルフトレーニングをさらに連動させる必要あり
- ⑧クール制→随時受け入れ体制へ  
柔軟な利用者の受け入れのために各事業所に随時受け入れを要請
- ⑨栄養・口腔指導の必須化に向けて  
各月1回（カンファレンス時に報告書を提出）  
管理栄養士・歯科衛生士等がいない事業所については、地域リハビリテーション活動支援事業を活用。（事業所支援）  
→ 回数 1職種 年10回
- ⑩週2回から週1回に向けて効率的なサービス提供へ  
自宅でのセルフトレーニングや地域活動と連動させたサービス提供で自立を促進





# 通所型サービスC（短期集中型）が主軸

## 通所型サービスC（短期集中型）事業所について

くすのき広域連合では、通所型サービスC（短期集中型）の事業所を募集しております。  
当該事業の指定をお考えの場合は、  
くすのき広域連合までお問い合わせください。

詳しくは、HP [くすのき広域連合](#)



くすのき広域連合の通所型サービスC（短期集中型）の訓練内容は、【生活行為の向上・改善をめざして～介護サービス事業所向け「短期集中予防サービス（通所型）ガイドブック】及び【資料編】を基本としています。

詳しくは

大阪府 介護予防に関する情報

大阪府 介護予防

検 索

ガイドブック(資料編を含む)を掲載しています。

